

死亡届を提出された方へ

謹んでお悔やみ申し上げます。

下記に該当する方は、平日の開庁時間内に早めに手続きをしてください。

また、この他にも行う手続きがある場合があります。詳しくは、窓口直接お問い合わせください。

◎戸籍は本籍地以外でも取得できますが、届出後から発行できるようになるには日数がかかります。

◎住民票、戸籍等を請求する際、運転免許証などの身分を証明できるものをお持ちください。

手続きの種類		那須塩原市での手続き	必要な書類等	担当窓口
☐	印鑑登録をしていた方	死亡により廃止、失効になっています。 印鑑登録証を返却してください。 住民基本台帳カード、個人番号カードに統合されている場合もあります。	☐ 印鑑登録証(カード)	市民課 62-7132
☐	国民健康保険に加入していた方	資格確認書等を返却してください。 葬祭費の申請をしてください。 (社会保険、共済組合の方は加入している保険者に確認してください)。	☐ 亡くなった方の資格確認書等 ☐ 印鑑 ☐ 葬儀を行った方の通帳 ☐ 葬儀を行ったことがわかるもの (領収書、会葬礼状等)	国保年金課 62-7129
☐	後期高齢者医療制度に加入していた方	資格確認書等を返却してください。 葬祭費等の申請をしてください。		
☐	年金 国民年金加入中の方 受給中の方	死亡一時金、遺族基礎年金の請求等、手続きが必要な場合がございますので、係にお問い合わせください。厚生年金、共済年金に加入している方は年金事務所、共済組合等に確認してください。 死亡届、未支給年金等の手続きが必要ですので、係にお問い合わせください。 厚生年金、共済年金を受給していた方は、年金事務所、共済組合等に確認してください。	☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 年金証書 ☐ 年金の請求をする方の通帳 ☐ 年金の請求をする方のマイナンバーカード ☐ 亡くなった方の死亡診断書(コピー可) 詳細は窓口でお問い合わせください。	
☐	児童を養育していた方 ※児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者	児童手当、遺児手当または児童扶養手当を受給していた方が亡くなった場合は手続きが必要です。 新たに児童手当、遺児手当、児童扶養手当を受給する場合は手続きが必要です。手続きが遅れると受給できない期間が生じますので、お早目にお問い合わせください(死亡日から15日以内)。	☐ 児童の通帳 ☐ 戸籍全部事項証明書 ※児童手当の場合 ☐ 請求者の健康保険情報 ☐ 請求者名義の預金通帳 ☐ 請求者の個人番号カードまたは通知カード	子育て支援課 62-7042
☐	医療費助成を受けていた方	受給資格者証を返却してください。 ☐ 子ども医療 ☐ 妊産婦医療 ☐ 重度心身障害者医療 ☐ ひとり親家庭医療	☐ 各種受給資格者証 ☐ 印鑑 ☐ 相続代表者の通帳	
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証を返却してください。	☐ 介護保険被保険者証	高齢福祉課 62-7113
☐	障害者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方	各種障害者手帳返却の手続きをしてください。	☐ 各種障害者手帳	社会福祉課 62-7026
☐	障害関係の手当を受給していた方	手続きが必要ですので、係にお問い合わせください。	☐ ご遺族の方の通帳	
☐	土地、家屋をお持ちの方	相続の手続きが必要になります。 ☐ 相続人代表者指定届 ☐ 家屋補充課税台帳変更届(未登記家屋) ※ 登記物件は、法務局で手続きが必要です。	詳細は窓口でお問い合わせください。	課税課 62-7179
☐	農地をお持ちの方	農地を相続された方は、農地法による届出書の提出が必要です。	詳細は窓口でお問い合わせください。	農業委員会 62-7186
☐	バイク・軽自動車をお持ちの方	名義変更が必要になります。 車種により栃木運輸支局、軽自動車検査協会での手続きが必要な場合があります。	☐ 相続人の本人確認書類 等	課税課 62-7179
☐	市税が課税されていた方	死亡者名義の市税は、相続人宛てに通知が送付されます。送付先の指定が必要になる場合があります。	☐ 相続人の本人確認書類 等	
☐	市税の口座振替をしていた方	死亡者名義の口座からの口座振替が廃止されます。 振替を継続される場合は、新たに口座振替の申し込みが必要となります。	☐ 通帳 ☐ 通帳の届出印	収税課 62-7123
☐	水道を使用していた方	変更届等が必要となります。	詳細は窓口でお問い合わせください。 ☐ 本人確認書類 等	上下水道部 62-7175
☐	市有墓地を使用されていた方	墓地承継届(使用者の変更)が必要になります。	☐ 墓地使用許可証 ☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票	ネイチャー ポジティブ課 62-7142